

改正貸金業法の堅持及び多重債務対策の強化を求める意見書

深刻な多重債務問題解決のため、平成 22 年 6 月 18 日に改正貸金業法の焦点であった出資法の上限金利の引き下げ及び収入の 3 分の 1 以上の貸付の禁止（総量規制）等の完全施行がなされてから 2 年が経過した。

その結果、警察庁の発表によると 5 社以上の借入れを有する多重債務者が法改正時の 230 万人から 44 万人に激減し、自己破産者は 17 万人から 10 万人に、多重債務による自殺者は 1,973 人から 998 人に半減するなど、同法改正は多重債務対策として大きな成果を上げている。

各地方自治体においても国の「多重債務改善プログラム」を踏まえ、関係機関との連携を強化し、多重債務者の相談や救済、そして生活再建を目指した施策を実施してきたところである。

他方、一部には消費者金融から借りられない人がいわゆるヤミ金業者から借入れせざるを得ず、特に資金調達が制限された零細な中小企業者の需要を充たすためという理由で、再び金利引き上げや総量規制の緩和を求める動きがある。

しかしながら、ヤミ金融については、司法や警察当局の努力により、相談件数、検挙数ともに減っており、被害が拡大している証拠はない。また、正規の業者から借りられない人に対しては、高金利に頼らなくても生活できるセーフティネットの構築や総合的な生活・経営相談ができる体制をさらに充実させることが必要である。

よって、政府においては、現行の改正貸金業法を堅持するとともに、多重債務対策に関する下記の事項について、さらなる取組を強化・推進されるよう強く要望する。

記

- 1 現行の改正貸金業法を堅持し、上限金利の引き上げや貸付の総量規制の緩和を行わないこと。
- 2 政府の「多重債務問題改善プログラム」の着実な実行に向け、個人及び中小業者向けに貸付や生活・経営相談ができるセーフティネットをさらに充実させること。
- 3 貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、都道府県・多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と内閣の多重債務者対策本部との有機的な連携をはかること。
- 4 地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、各地方自治体での多重債務相談体制の強化など、地方消費者行政の充実強化に向け、一層の予算措置を行うこと。
- 5 深刻な不況や円高等の影響を受けている中小企業が「短期・高利」の資金に依存しなくてすむよう、緊急保証、セーフティネット貸付及び金融円滑化対策等を充実するとともに、総合的な経営支援策を推進すること。
- 6 ヤミ金撲滅に向けて、引き続き一層の強化をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 平田健二様
内閣総理大臣 野田佳彦様
財務大臣 安住淳様
総務大臣 川端達夫様